

2015 年度「女性支援ネットワーク会議」報告

両性の平等に関する委員会委員 奥村 朋子 (64 期)

1 概要

離婚事件では、別居から離婚が成立するまでの間、依頼者の仕事や生活、婚姻費用、親権、面会交流等の問題に対応しなければなりません。特にDV事案の場合は、それぞれの場面のいずれにも特別の配慮が必要になり、弁護士だけでは対応することが困難です。また、DV被害者は、最初に弁護士に相談することはほとんどなく、まず、行政や民間支援団体の相談員に相談するため、相談員と弁護士が連携協力し合い、早期に法的な支援につなげることが重要です。

当委員会では、相談員と弁護士との連携協力関係を構築するため、2011年度より年1回の交流会を開催してきましたが、より一層の連携を図るため、2014年度からは年3回に回数を増やし、名称を「女性支援ネットワーク会議」(以下「ネットワーク会議」)に改めました。昨年度(2015年)においても3回の「ネットワーク会議」を実施しましたので、以下ご報告いたします。

2 2015年10月2日「面会交流について」

まず、第1回目は、「面会交流」をテーマとしました。面会交流については、特にDV事案では当事者の葛藤が高く調停での話し合いが困難な場合が多いですが、家庭裁判所の面会交流原則実施の方針もあり、弁護士にとっても相談員にとっても悩むことが多い、関心が高いテーマと言えます。

会議では、まず中西俊枝委員が、ミニ講義を行いました。一般的な面会交流調停の手続きの解説、最近の裁判の動向の他、2015年9月11日に開催された当委員会主催の公開学習会「離婚における子どものケア～元子どもと臨床の立場から～」の報告がありました(公開学習会の詳細についてはLIBRA2015年12月号をごらんください)。

その後いくつかのグループに分かれて、予め用意しておいた事案をもとにグループ討議を行いました。面会交流につ



ては、弁護士、相談員とも関心が非常に高く、それぞれの経験をもとに感想や疑問点を話し合いましたが、面会交流原則実施の方針がDV事案でも無批判に貫かれている家庭裁判所の方針に疑問を呈する意見が多く聞かれました。

また、弁護士、相談員という立場ではなく、自分自身の離婚経験や、親が離婚した時、当時子どもの立場で感じていたことなどまで話が及び、改めて当事者の葛藤の大きさを感じました。

3 2015年12月3日「モラルハラスメント」

第2回目は、「モラルハラスメント」をテーマに開催しました。芸能人の離婚報道でも話題になったことで、離婚相談を受けていても、「モラハラ」という言葉が良く出てくるようになったホットなテーマです。

この日も、まず折井純委員が、ミニ講義を行いました。物理的な暴力に比べてあいまいな概念である「モラルハラスメント」について、まず「モラルハラスメント」とは何か、単なる夫婦喧嘩との違いはどういった点にあるのか、裁判手続きでの立証の困難さ、慰謝料の相場等についてミニ講義を行いました。

その後、予め用意しておいた事案をもとにグループ討議を行いました。行政や民間支援団体の相談においてもモラルハラスメントの相談は非常に多いということで、事案を超え

た様々な意見がだされ、活発な議論となりました。物理的な暴力を伴わない「モラハラ」の場合であっても、保護の必要性がある場合には対応しているということでしたが、自治体によって多少のばらつきがあるようでした。

4 2016年3月1日「DV・ストーカーと刑事手続き」

第3回目は「DV・ストーカーと刑事手続き」をテーマに開催しました。最近家庭内の暴力であっても刑事事件として立件されることが多くなったため、刑事手続きが離婚手続きに先行し、あるいは併存することも多く、関心の高いテーマとして取り上げました。

今回もまず、山崎新委員がミニ講義を行いました。一般的な刑事手続きの概要の説明の他、示談することの刑事手続きへの影響及び示談の相場等について解説がありました。その後、配偶者から暴力を受けたという事案、及びストーカーの事案についてグループ討議を行いました。刑事事件として立件されることが多くなったため、多くの相談員が、よく被害届を出すかどうか迷っているという相談を受けるということでしたが、相談者の話をよく聞き、できることを一緒に考えていくことでエンパワメントすることができるという話が印象的でした。

会議の後、懇親会を行い、弁護士と相談員で計18名の

参加がありました。軽食を取りながら一人ずつ自己紹介を兼ねて、相談業務の内容や日々感じていること、今後取りあげてほしいテーマ等をお話いただきました。

今後取りあげてほしいテーマとしては、リベンジボルノ、ハーグ条約、LGBT、モラハラ、親子間の暴力等が挙げりましたが、特に18歳以上の親子間の暴力についての支援の難しさ、また、配偶者からの暴力の相談であっても過去に親から暴力を受けていたということが非常に多いという意見が複数あり、親子間の暴力について問題意識を持っていることが分かりました。また、相談員の方から有益な情報も教えていただき弁護士としても大変勉強になることばかりでした。話は盛り上がり、自己紹介が一巡したところで予定時間となってしまいました。

5 まとめ

昨年度のネットワーク会議では、以前から継続的に参加していただいている方や初めて参加される方などのべ65人の相談員の方にご参加いただき、アンケート結果も概ね好評評価をいただきました。

今年度も3回のネットワーク会議の開催を予定しており、弁護士と相談員との間で情報を共有しながらより強固なネットワークを構築していきたいと考えております。

第31回 東弁人権賞 候補者推薦受付中

● 締め切り

2016年8月31日(水)

● 詳細

東弁ホームページ

<http://www.toben.or.jp/>

● 問い合わせ先

総務課「人権賞」係

TEL.03-3581-2204

この賞は、国会及び民間の個人、グループ、団体の優れた人権擁護活動を表彰し、基本的人権の定着、発展に寄与しようとするものです。いわば在野の人権活動に光をあて、これらの人々を励まし、より一層の人権活動が活発になることを目指すものです。過去の実賞者は、個人が36人、グループが35団体です。

本年度も、会員及び読者の皆様より、多数のご推薦をいただきたくお願い申し上げます(自薦他薦を問いませんが、他薦の場合は、対象者の方の了解を事前にお取りください)。

なお、応募書類は選考委員に提供し、選考のために使用いたします。

返却いたしませんのでご了承ください。

推薦された方々につき、選考委員会の審議を経て、11月中に被表彰者を決定し、東京弁護士会の新年式(2017年1月11日)において表彰(副賞としてテミス像と50万円を贈呈)します。

シンポジウム「新聞と第三者委員会—報道評議会の理念は間違っていたのか—」

人権擁護委員会 報道と人権部会 委員 藤原 大輔 (65 期)

人権擁護委員会報道と人権部会は、2016年3月28日、弁護士会館に於いて表題のシンポジウムを開催した。参加者は約60名で、そのうち25名がマスコミ関係者であった。

1 基調報告

まず、弘中惇一郎当部会委員より、本シンポジウムを開催するに至った経緯、問題意識等について報告がなされた。

報道評議会とは、新聞・雑誌などのプレス（活字メディア）によって自主的に設置される第三者機関をいうが、①報道による人権侵害に対して、早く・安く・簡単に、被害の回復を実現できる点、及び②組織自体が国家権力による報道規制に対抗する有効な手段になり、報道の自由を護る諸々の活動を行うことが期待できる点などのメリットが挙げられる。

日弁連は、1987年の熊本以来、前橋、和歌山の各人権擁護大会において、報道評議会と社内オンブズマン（報道被害の申立てを受理し調査して見解を示す）の設立を提言してきたが、残念ながら、現在に至るまで、報道評議会の設立の動きはない。その一方で、2000～2001年に多くの新聞社に第三者委員会が設置された。

本シンポジウムは、この第三者委員会とはどのような活動をしてきたのか、社内オンブズマンに替わりうるものといえる状況か、さらには日弁連の提唱する報道評議会の理念を改めて検証するものである。

次に、廣田智子部会長より、当部会による新聞協会加盟の新聞・通信108社に対するアンケートの集計結果、及びそこから見えた第三者委員会の実態についての報告がなされた。

苦情を受け付ける第三者委員会はわずかしがなく、その平均像は「委員会自体が明確な規定に基づいて設置されておらず、社長ないし役員会、または、主筆・編集局長等編集サイドに所属し、それらによりこれまた明確な基準なく選ばれた3名ほどの委員が、明確な運営要綱等ないまま、年に2～3回、数時間懇談して、紙面検証・批評等をするもの」

という廣田部会長のまとめは、第三者委員会の活動実態が上記の社内オンブズマンとはかけ離れたものであることを如実に示しており、その実効性には疑問を持たざるを得なかった。

2 パネルディスカッション

弘中絵里弁護士（第二東京弁護士会）から実際に第三者委員会に申立てを行った経験から問題点等が述べられ、毎日新聞社執行役員・東京本社編集編成局長の小泉敬太氏からは同社の第三者委員会の苦情対応の実例が紹介された。BPO放送人権委員会委員長である坂井眞当部会委員からはBPOの設立経緯や活動に照らし報道評議会の存在意義等が語られ、山田健太専修大学教授からは新聞社が社会的な責務を担った実在であることの意識が低く、一般市民のメディアに対する信頼が低下していることへの危機感がないのではないかという厳しい指摘等がなされた。

そして、小泉氏から苦情対応はまずは各社において行すべきと述べられるなど、白熱した議論が展開された。業界横断的な報道評議会なのか、各社ごとの第三者委員会なのかは今後も議論を要するが、プレスによって自主的に設置され自律した実効的な組織の必要性を肯定する点については概ね一致した意見をみていた。

3 今後に向けて

紙幅の都合で本シンポジウムの内容全てを紹介できないことが非常に残念だが、本シンポジウム後、複数の全国紙が記事にしたり、通信社から意見交換の申し入れがなされたりするなど、プレスの関心の高さを感じた。

私見にはなるが、筆者は、報道評議会の理念は間違っていないと確信している。本シンポジウムによる問題提起は、今後設立されるであろう報道評議会の萌芽に過ぎない。これからも報道評議会の設立に向けた具体的な提案等の働きかけが肝要だろう。